**平成２６年（フ）第４号**
山口県萩市大字山田4725番地１　カンパーニュＢ103号室、前住所山口県萩市大字浜崎新町152番地３
債務者　新居千代枝
１　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
山口地方裁判所萩支部

**平成２６年（フ）第１８号**
福岡県久留米市津福本町1766番地３
債務者　中園やよい
１　決定年月日時　平成26年３月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２６年（フ）第１９号**
福岡県久留米市津福本町1766番地３
債務者　中園　博文
１　決定年月日時　平成26年３月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２６年（フ）第３３号**
福岡県久留米市津福今町609番地１　グリーンタウン津留崎Ｆ棟222号
債務者　田原こと　船原　秀幸
１　決定年月日時　平成26年３月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２６年（フ）第３７号**
沖縄県浦添市仲西１丁目13番３―201号コーポ比嘉
債務者　與座　　淳
１　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２６年（フ）第４１号**
沖縄県那覇市宇栄原３丁目22番12―302号コーポ幸
債務者　山田美代子（旧姓比嘉）
１　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月２日まで
那覇地方裁判所民事第３部

**平成２６年（フ）第４号**
秋田県由利本荘市薬師堂字堤下41番地　サンウエストＡ
債務者　伊藤　和也
１　決定年月日時　平成26年３月４日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
秋田地方裁判所本荘支部

**平成２６年（フ）第３号**
千葉県長生郡長生村七井土1612番地17
債務者　芝崎　永充（旧姓鈴木）
１　決定年月日時　平成26年３月３日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

**平成２６年（フ）第３０号**
金沢市円光寺３丁目７番７号、従前の住所金沢市高尾台１丁目53番地
債務者　鶴谷　睦子
１　決定年月日時　平成26年３月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
金沢地方裁判所

**平成２６年（フ）第３８号**
金沢市高尾台２丁目70番地　第２ＩＲＯハイツ202号、従前の住所金沢市高尾台３丁目79番地
債務者　石口　博道
１　決定年月日時　平成26年３月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
金沢地方裁判所

**平成２６年（フ）第４３号**
金沢市元菊町４番４号、従前の住所金沢市桜田町３丁目29番地
債務者　稲田五和生
１　決定年月日時　平成26年３月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
金沢地方裁判所

**平成２６年（フ）第２１号**
兵庫県明石市二見町西二見376番地の１　市住２棟713号、前住所兵庫県明石市二見町西二見810番地の１　ライオンズマンション明石二見311号
債務者　中村　誉司（旧姓前田）
１　決定年月日時　平成26年３月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２６年（フ）第２２号**
神戸市西区南別府２丁目13番地の２
債務者　長谷川晴子こと　南　　晴子
１　決定年月日時　平成26年３月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２６年（フ）第２８号**
兵庫県明石市東野町2056番地　朝霧パークホームズ402号
債務者　眞島　輝巳
１　決定年月日時　平成26年３月４日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

**平成２６年（フ）第１７号**
山口県下関市一の宮町４丁目14番８―102号一の宮県営住宅
債務者　林　　玲奈（旧姓藤井）
１　決定年月日時　平成26年３月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

**平成２５年（フ）第７５号**
愛媛県宇和島市柿原甲1752番地７
債務者　杉村　優子
１　決定年月日時　平成26年３月４日午前11時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年５月７日まで
松山地方裁判所宇和島支部